四日市市告示第232号

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市移住支援金交付要綱(令和2年四日市市告示第210号)の一部を次のように改正する。

改正後

(対象者要件)

- 第3条 申請時において、次の(1)の 要件を満たし、かつ(3)、(4)の いずれかの要件に該当し、世帯の申請 をする場合にあっては(2)の要件を 満たす申請者を対象とする。
 - (1)移住等に関する要件次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当す ること。
 - (ア) 及び(イ) (略)
 - (ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等

改正前

(対象者要件)

- 第3条 申請時において、次の(1)の 要件を満たし、かつ(3)、(4)の いずれかの要件に該当し、世帯の申請 をする場合にあっては(2)の要件を 満たす申請者を対象とする。
 - (1)移住等に関する要件次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当す ること。
 - (ア)及び(イ) (略)
 - (ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者<u>については、通学期間も</u>本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

専門学校は2年を上限)として 本事業の移住元としての対象期 間とすることができる。

イ及びウ (略)

(2)から(4)まで (略)

イ及びウ (略)

(2)から(4)まで (略)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市移住支援金交付要綱第3条の規定は、この要綱 の施行の日以後に四日市市に移住した者に対する移住支援金の交付について適用し、 同日前に四日市市に移住した者に対する支援金の交付については、なお従前の例に よる。

(シティプロモーション部 観光交流課)